

APIR Trend Watch No. 12

—衆議院選挙における一票の価値・一票の格差の貨幣換算化—

12/16 に投開票が行われる衆議院議員総選挙を見越し、有権者一人当たりの投票の価値の貨幣換算化、および小選挙区ごとのその価値および格差を試算し、投票行動に係る意思決定の判断材料として示した。

1. 試算の前提: 国会議員一人当たりの予算責任額は 947 億円/年

端的に言えば、一票の価値＝国家予算額(の一部)／有権者数で試算する。試算の前提となるデータは図表 1 のとおりである。一票の価値の貨幣換算化に際しては様々な方法が考えられ、分母を有権者数や投票者数とするもの、分子に国家予算額、政党交付金額、議員の報酬額や諸経費、選挙実施関連費用などを用いる案が挙げられる。また、合理的選択論におけるダウنز・モデルなどを用いた検討も考えられる。

本試算では、過去の選挙ではなくこれから実施される選挙であり、有権者一人当たりの'潜在的な価値'を算出するため、分母に有権者数を用いる。また、分子には、有権者が選出する国会議員の審議により成立する、豊かな国民生活のための経費として、国家予算までをまずは考慮範囲とする。国家予算の捉え方として、一般会計と特別会計があるなか、簡略化のため一般会計を対象とする¹。そして、直近の平成 24 年度一般会計歳出総額から、国債費(歳出全体の 24.3%)を除いた基礎的財政収支対象経費(歳出全体の 75.7%)を分子とする²。国債費は国会議員が容易にコントロールできる費目ではないためこれを除くものである。

なお、基礎的財政収支対象経費には、社会保障費(歳出全体の 29.2%)、地方交付税交付金等(同 18.4%)が大きな割合を占めるが、投票行動の結果によっては、ある程度可変的な費目といえるため、基礎的財政収支対象経費全体の 68 兆 3,897 億円を分子とする。有権者が、自らと、選挙権のないこどもたちの将来のために、その使い道を間接的に意志決定できうる金額を対象とすることとなる。

図表 2 に、国会議員一人当たり年間の予算責任額を示した。947 億円/年となる。これは前述の基礎的財政収支対象経費を衆参の全議員数で除した値であり、豊かな国民生活に資する予算の成立・執行等に際して、国会議員が責任を持つべき金額といえる。現実の予算プロセスでは官民の力が大きく、議員一人で決められないのは周知の事実であるが、政治主導かそうでないかに関わらず、国会議員にはこれだけの金額を背負うという自覚

図表 1 試算に用いるデータ

(単位:億円、人)	
予算	
H24年度一般会計歳出総額	903,339
うち、基礎的財政収支対象経費(a)	683,897
国会議員定数(b)	722
うち、衆議院(c)	480
小選挙区(d)	(300)
比例区	(180)
うち、参議院	242
選挙人名簿登録者数(e)	104,363,405

注:選挙人名簿登録者数は H23.9.2 現在。予算額は百万円単位までの数値を四捨五入したうえで表記しているため、以降の試算結果と見かけ上数字が合わない場合がある。

資料:財務省、総務省

図表 2 国会議員の予算責任額の試算結果

(単位:億円)	
国会議員一人当たり予算責任額(a/b)(f)	947
衆議院議員の予算責任総額(c×f)(g)	454,668
小選挙区選出議員の予算責任総額(d×f)	284,168

¹ 財務省資料では、平成 24 年度の特別会計の歳出純計額(190.5 兆円)のうち、国債償還費等(85.0)、社会保障給付費(58.3)、地方交付税交付金等(20.0)、財政融資資金の繰り入れ(15.6)、復興経費(3.2)を除くと 8.4 兆円になるとされている。ただ、特別会計は、予算編成や国会審議での扱いで一般会計との間に基本的な違いはない、とされているが、現実には国会審議などでは一般会計のみが注目されることや制度の複雑性も踏まえて、一般会計のみを対象とする。

² 政府の「中期財政フレーム(H25～27年度)」(H24.8.31閣議決定)では、H25～27年度において前年の基礎的財政収支対象経費を実質的に上回らないように努める、とされており、今後3年間の本経費はH24年度規模になると見込まれる。

が求められる。逆に、我々有権者はこの金額を託すことができる候補者を選出する責任があるといえる。

2. 試算結果：一票の価値は 43.6 万円。衆院任期 4 年を想定すると 4 倍の 174.3 万円

図表 3 に示したように、今回の衆議院選挙で選出される 480 人分の予算責任総額(45 兆 4,668 億円)を、選挙人名簿登録者数で除すことで、有権者一人当たりの投票の価値、つまり一票の価値は 43.6 万円と算出される。また衆院任期 4 年を想定すると、この 4 倍の 174.3 万円と捉えることも可能である。この金額は、前項で示したように、有権者にとって一票の価値であるとともに、一票の責任金額となる。

図表 3 一票の価値の試算結果

		(単位: 万円)
有権者一人当たりの投票の価値(g/e)		43.6
衆院任期4年を想定(×4)		174.3

3. 小選挙区ごとの試算結果

一票の格差の議論にも関連して、小選挙区ごとの一票の価値を示す。小選挙区ごとに得票数の最も多い候補者一人が議員として選出されるため、図表 2 に示した国会議員一人当たり予算責任額(947 億円)を、小選挙区ごとの選挙人名簿登録者数で除すことで、小選挙区ごとの一票の価値が算出される。なお、図表 2 の小選挙区選出議員 300 人分の予算責任総額(28 兆 4,168 億円)を、全選挙人名簿登録者数(1 億 436 万人)で除すことにより、日本全体の平均を算出すると 27.2 万円となる。この金額をベンチマークに、小選挙区ごとに平均からの位置関係を示すことができる。なお、簡略化のため、ここでは比例区は考慮していない³。

結果、金額の最も大きい選挙区と小さい選挙区を 10 区ずつ抜粋すると図表 4 のようになる。図中の「平均との差」は前述の日本全体の平均(27.2 万円)との差である。また、衆院任期 4 年を想定した場合の一票の価値および平均差も右二列で示した。

図表 4 小選挙区別の一票の価値の試算結果(抜粋、金額順)

	選挙区名	一票の価値 (万円)	平均との差 (万円)	一票の価値 (万円)[4年分]	平均との差 (万円)
1	高知県第3区	45.6	18.4	182.4	73.5
2	長崎県第3区	44.8	17.6	179.3	70.4
3	福井県第3区	44.4	17.1	177.4	68.5
4	徳島県第1区	44.1	16.9	176.5	67.5
5	高知県第1区	44.1	16.9	176.4	67.5
6	高知県第2区	44.0	16.7	175.8	66.9
7	徳島県第3区	43.9	16.7	175.8	66.9
8	宮城県第5区	43.7	16.4	174.7	65.7
9	福井県第2区	43.4	16.1	173.5	64.6
10	山梨県第1区	43.2	16.0	172.8	63.9
}					
291	東京都第22区	20.4	-6.8	81.7	-27.2
292	東京都第23区	20.4	-6.8	81.5	-27.4
293	東京都第19区	20.2	-7.0	81.0	-27.9
294	東京都第1区	20.0	-7.3	79.8	-29.1
295	兵庫県第6区	19.9	-7.3	79.6	-29.3
296	東京都第3区	19.7	-7.5	78.9	-30.0
297	北海道第1区	19.6	-7.6	78.5	-30.4
298	東京都第6区	19.6	-7.7	78.2	-30.7
299	神奈川県第10区	19.2	-8.0	76.8	-32.1
300	千葉県第4区	19.1	-8.1	76.4	-32.5

ここで、本順位は選挙人名簿登録者数で定まるものとなる。したがって、これまで衆院の一票の格差議論で指摘されてきたように、千葉県第 4 区と高知県第 3 区の格差が最も大きく、現時点(H23.9.2)では 2.39 倍(45.6/19.1)となる。なお、金額差は 26.5 万円(45.6-19.1)で、4 年間で 106.1 万円となる。

なお、本図表の順位や金額差から、小選挙区ごとの投票に行く価値や責任の大きさの違いを示そうとする意図はない。すでに一票の格差の問題自体がそれを議論してきている。そして、先の国会でいわゆる 0 増 5 減の法律が成立し、次々回の衆議院選挙から適応される予定である。

本稿は、自らが属する小選挙区での一票の価値および責任の大きさを貨幣換算して可視化することで、選挙や投票への関心を高めることを意図したものであり、他選挙区との比較に大きな意味はない。小選挙区ごとの全結果を図表 5 で示した。候補者を評価・吟味する、実際に投票に行くなどの一連の投票行動に係るコストを本稿記載の一票の価値から減じても、レジャーなどその他の行動よりもその価値が大きければ、投票に向かうのが合理的といえる。あなたはこれら金額をドブに捨てますか？

< 副主任研究員 村上一真, contact@apir.or.jp, 06-6441-5750 >

- ・本レポートは、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当研究所の見解を示すものではありません。
- ・本レポートは信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、記載された内容は、今後予告なしに変更されることがあります。

³ 比例ブロックごとの定数の違いや、小選挙区との重複当選などの扱いもあるため厳密ではないが、図表 5 の数値に 480/300 (=1.6) を乗じれば、比例区選出議員も含めた一票の価値(近似値)が算出される。例えば、日本全体の平均の場合、27.2 万円 × 1.6 = 43.6 万円、ということである。

図表 5 小選挙区別の一票の価値の試算結果(選挙区順)

NO	選挙区名	一票の価値 (万円)	平均との差 (万円)	一票の価値 (万円)[4年分]	平均との差 (万円)
1	北海道第1区	19.6	-7.6	78.5	-30.4
2	北海道第2区	21.5	-5.7	86.1	-22.8
3	北海道第3区	21.2	-6.0	85.0	-24.0
4	北海道第4区	30.2	3.0	120.7	11.8
5	北海道第5区	20.8	-6.5	83.1	-25.8
6	北海道第6区	21.6	-5.6	86.5	-22.4
7	北海道第7区	34.4	7.2	137.8	28.9
8	北海道第8区	23.8	-3.4	95.1	-13.8
9	北海道第9区	23.1	-4.1	92.3	-16.6
10	北海道第10区	28.3	1.1	113.3	4.4
11	北海道第11区	32.7	5.5	130.8	21.9
12	北海道第12区	30.1	2.9	120.5	11.6
13	青森県第1区	27.5	0.3	110.1	1.2
14	青森県第2区	39.2	12.0	156.8	47.9
15	青森県第3区	36.3	9.1	145.3	36.3
16	青森県第4区	30.7	3.5	122.9	14.0
17	岩手県第1区	34.1	6.8	136.3	27.4
18	岩手県第2区	32.0	4.8	128.0	19.1
19	岩手県第3区	39.4	12.2	157.6	48.7
20	岩手県第4区	33.5	6.3	134.0	25.1
21	宮城県第1区	23.2	-4.0	92.7	-16.2
22	宮城県第2区	22.3	-4.9	89.2	-19.7
23	宮城県第3区	33.1	5.9	132.3	23.4
24	宮城県第4区	28.2	1.0	112.8	3.9
25	宮城県第5区	43.7	16.4	174.7	65.7
26	宮城県第6区	41.9	14.7	167.6	58.7
27	秋田県第1区	35.4	8.2	141.6	32.7
28	秋田県第2区	32.2	5.0	128.9	20.0
29	秋田県第3区	26.3	-0.9	105.2	-3.7
30	山形県第1区	30.9	3.7	123.6	14.6
31	山形県第2区	27.7	0.5	111.0	2.1
32	山形県第3区	30.0	2.8	120.2	11.3
33	福島県第1区	22.3	-4.9	89.3	-19.6
34	福島県第2区	27.1	-0.1	108.5	-0.4
35	福島県第3区	32.0	4.8	128.0	19.1
36	福島県第4区	39.2	12.0	156.9	48.0
37	福島県第5区	28.1	0.8	112.3	3.4
38	茨城県第1区	23.2	-4.1	92.6	-16.3
39	茨城県第2区	26.2	-1.0	104.8	-4.1
40	茨城県第3区	24.3	-2.9	97.4	-11.5
41	茨城県第4区	31.1	3.9	124.4	15.5
42	茨城県第5区	41.9	14.7	167.7	58.8
43	茨城県第6区	22.1	-5.1	88.4	-20.5
44	茨城県第7区	30.2	2.9	120.6	11.7
45	栃木県第1区	22.7	-4.5	90.9	-18.1
46	栃木県第2区	34.7	7.5	138.9	29.9
47	栃木県第3区	38.1	10.9	152.6	43.7
48	栃木県第4区	23.6	-3.6	94.6	-14.4
49	栃木県第5区	32.1	4.9	128.5	19.6
50	群馬県第1区	24.4	-2.8	97.5	-11.4
51	群馬県第2区	28.5	1.3	113.9	5.0
52	群馬県第3区	31.5	4.3	126.2	17.3
53	群馬県第4区	32.4	5.2	129.7	20.7
54	群馬県第5区	29.9	2.7	119.6	10.6
55	埼玉県第1区	22.2	-5.0	89.0	-19.9
56	埼玉県第2区	20.7	-6.5	82.8	-26.1
57	埼玉県第3区	20.6	-6.6	82.5	-26.5
58	埼玉県第4区	26.8	-0.5	107.1	-1.8
59	埼玉県第5区	27.0	-0.2	108.1	-0.9
60	埼玉県第6区	22.1	-5.1	88.5	-20.4

61	埼玉県第7区	23.0	-4.3	91.8	-17.1
62	埼玉県第8区	27.0	-0.2	108.0	-0.9
63	埼玉県第9区	23.3	-4.0	93.0	-15.9
64	埼玉県第10区	28.8	1.6	115.2	6.3
65	埼玉県第11区	26.2	-1.0	104.8	-4.1
66	埼玉県第12区	25.2	-2.0	100.9	-8.0
67	埼玉県第13区	26.0	-1.2	104.1	-4.8
68	埼玉県第14区	22.7	-4.6	90.6	-18.3
69	埼玉県第15区	25.5	-1.7	102.1	-6.8
70	千葉県第1区	23.5	-3.7	94.0	-14.9
71	千葉県第2区	22.0	-5.2	88.0	-20.9
72	千葉県第3区	29.1	1.9	116.6	7.7
73	千葉県第4区	19.1	-8.1	76.4	-32.5
74	千葉県第5区	22.7	-4.5	90.9	-18.0
75	千葉県第6区	26.9	-0.3	107.7	-1.3
76	千葉県第7区	23.5	-3.7	94.0	-15.0
77	千葉県第8区	23.9	-3.3	95.7	-13.2
78	千葉県第9区	23.5	-3.7	93.9	-15.0
79	千葉県第10区	26.0	-1.2	104.1	-4.8
80	千葉県第11区	25.3	-2.0	101.1	-7.8
81	千葉県第12区	24.4	-2.8	97.7	-11.2
82	千葉県第13区	28.7	1.5	114.9	6.0
83	東京都第1区	20.0	-7.3	79.8	-29.1
84	東京都第2区	22.6	-4.6	90.5	-18.5
85	東京都第3区	19.7	-7.5	78.9	-30.0
86	東京都第4区	22.1	-5.1	88.4	-20.5
87	東京都第5区	20.8	-6.5	83.1	-25.9
88	東京都第6区	19.6	-7.7	78.2	-30.7
89	東京都第7区	21.4	-5.8	85.6	-23.4
90	東京都第8区	20.5	-6.7	82.0	-26.9
91	東京都第9区	21.1	-6.2	84.3	-24.6
92	東京都第10区	27.0	-0.2	108.0	-0.9
93	東京都第11区	21.4	-5.8	85.6	-23.3
94	東京都第12区	24.0	-3.3	95.8	-13.1
95	東京都第13区	22.6	-4.7	90.2	-18.7
96	東京都第14区	25.7	-1.6	102.6	-6.3
97	東京都第15区	24.5	-2.7	98.2	-10.7
98	東京都第16区	20.8	-6.4	83.3	-25.7
99	東京都第17区	21.4	-5.8	85.7	-23.3
100	東京都第18区	22.8	-4.4	91.1	-17.8
101	東京都第19区	20.2	-7.0	81.0	-27.9
102	東京都第20区	23.4	-3.8	93.8	-15.1
103	東京都第21区	24.7	-2.5	99.0	-9.9
104	東京都第22区	20.4	-6.8	81.7	-27.2
105	東京都第23区	20.4	-6.8	81.5	-27.4
106	東京都第24区	20.8	-6.4	83.2	-25.7
107	東京都第25区	29.5	2.2	117.9	9.0
108	神奈川県第1区	22.5	-4.7	90.1	-18.8
109	神奈川県第2区	22.2	-5.0	88.9	-20.0
110	神奈川県第3区	22.9	-4.3	91.7	-17.3
111	神奈川県第4区	28.5	1.3	114.0	5.0
112	神奈川県第5区	21.0	-6.2	84.1	-24.8
113	神奈川県第6区	25.2	-2.0	100.8	-8.2
114	神奈川県第7区	22.5	-4.8	89.9	-19.0
115	神奈川県第8区	24.8	-2.4	99.3	-9.6
116	神奈川県第9区	31.2	3.9	124.7	15.8
117	神奈川県第10区	19.2	-8.0	76.8	-32.1
118	神奈川県第11区	24.1	-3.2	96.2	-12.7
119	神奈川県第12区	25.4	-1.9	101.4	-7.5
120	神奈川県第13区	20.6	-6.6	82.4	-26.5

121	神奈川県第14区	21.7	-5.6	86.7	-22.3
122	神奈川県第15区	20.7	-6.5	82.7	-26.2
123	神奈川県第16区	21.9	-5.3	87.6	-21.3
124	神奈川県第17区	22.0	-5.2	88.1	-20.8
125	神奈川県第18区	27.1	-0.1	108.4	-0.5
126	新潟県第1区	22.1	-5.1	88.5	-20.4
127	新潟県第2区	30.2	3.0	121.0	12.1
128	新潟県第3区	29.5	2.3	117.9	9.0
129	新潟県第4区	29.5	2.3	118.1	9.2
130	新潟県第5区	33.4	6.1	133.5	24.6
131	新潟県第6区	32.0	4.8	128.0	19.1
132	富山県第1区	36.0	8.8	144.1	35.2
133	富山県第2区	36.8	9.6	147.3	38.4
134	富山県第3区	24.8	-2.5	99.0	-9.9
135	石川県第1区	26.1	-1.1	104.5	-4.4
136	石川県第2区	29.7	2.5	118.8	9.9
137	石川県第3区	35.8	8.6	143.2	34.3
138	福井県第1区	42.8	15.5	171.0	62.1
139	福井県第2区	43.4	16.1	173.5	64.6
140	福井県第3区	44.4	17.1	177.4	68.5
141	山梨県第1区	43.2	16.0	172.8	63.9
142	山梨県第2区	40.5	13.3	162.1	53.1
143	山梨県第3区	37.9	10.7	151.7	42.8
144	長野県第1区	22.0	-5.2	88.1	-20.8
145	長野県第2区	24.4	-2.8	97.6	-11.3
146	長野県第3区	23.6	-3.7	94.2	-14.7
147	長野県第4区	38.1	10.9	152.5	43.6
148	長野県第5区	32.6	5.4	130.4	21.5
149	岐阜県第1区	29.1	1.9	116.5	7.6
150	岐阜県第2区	30.4	3.2	121.7	12.8
151	岐阜県第3区	22.7	-4.6	90.6	-18.3
152	岐阜県第4区	27.4	0.1	109.4	0.5
153	岐阜県第5区	32.9	5.7	131.5	22.6
154	静岡県第1区	24.6	-2.7	98.3	-10.6
155	静岡県第2区	23.8	-3.4	95.3	-13.6
156	静岡県第3区	25.3	-1.9	101.3	-7.6
157	静岡県第4区	28.7	1.5	115.0	6.1
158	静岡県第5区	20.6	-6.6	82.6	-26.3
159	静岡県第6区	21.1	-6.1	84.5	-24.4
160	静岡県第7区	28.9	1.6	115.4	6.5
161	静岡県第8区	26.3	-0.9	105.2	-3.7
162	愛知県第1区	25.4	-1.8	101.6	-7.3
163	愛知県第2区	24.8	-2.5	99.1	-9.8
164	愛知県第3区	24.6	-2.6	98.4	-10.5
165	愛知県第4区	25.4	-1.9	101.5	-7.5
166	愛知県第5区	22.9	-4.4	91.4	-17.5
167	愛知県第6区	22.5	-4.7	90.2	-18.7
168	愛知県第7区	22.3	-4.9	89.4	-19.6
169	愛知県第8区	22.4	-4.8	89.7	-19.2
170	愛知県第9区	22.3	-4.9	89.4	-19.5
171	愛知県第10区	22.5	-4.7	90.0	-18.9
172	愛知県第11区	25.8	-1.4	103.3	-5.7
173	愛知県第12区	20.9	-6.3	83.7	-25.2
174	愛知県第13区	24.1	-3.1	96.4	-12.6
175	愛知県第14区	35.8	8.5	143.1	34.2
176	愛知県第15区	27.3	0.1	109.3	0.3
177	三重県第1区	30.6	3.4	122.4	13.5
178	三重県第2区	28.8	1.6	115.3	6.4
179	三重県第3区	28.0	0.8	112.0	3.1
180	三重県第4区	38.9	11.6	155.4	46.5

181	三重県第5区	33.2	5.9	132.7	23.8
182	滋賀県第1区	30.2	3.0	121.0	12.1
183	滋賀県第2区	35.8	8.6	143.4	34.5
184	滋賀県第3区	38.4	11.2	153.8	44.9
185	滋賀県第4区	32.7	5.4	130.7	21.7
186	京都府第1区	24.8	-2.5	99.1	-9.8
187	京都府第2区	35.2	8.0	140.9	32.0
188	京都府第3区	27.4	0.2	109.5	0.6
189	京都府第4区	23.9	-3.3	95.7	-13.2
190	京都府第5区	36.9	9.7	147.7	38.7
191	京都府第6区	21.0	-6.2	84.0	-24.9
192	大阪府第1区	24.2	-3.0	96.7	-12.2
193	大阪府第2区	26.9	-0.4	107.4	-1.5
194	大阪府第3区	24.6	-2.6	98.6	-10.4
195	大阪府第4区	22.2	-5.0	88.9	-20.0
196	大阪府第5区	22.8	-4.4	91.3	-17.6
197	大阪府第6区	24.4	-2.8	97.7	-11.2
198	大阪府第7区	27.0	-0.2	107.9	-1.0
199	大阪府第8区	29.6	2.4	118.5	9.6
200	大阪府第9区	21.7	-5.6	86.7	-22.3
201	大阪府第10区	29.9	2.7	119.8	10.8
202	大阪府第11区	24.1	-3.1	96.6	-12.3
203	大阪府第12区	27.7	0.4	110.7	1.8
204	大阪府第13区	23.7	-3.5	94.9	-14.1
205	大阪府第14区	22.4	-4.8	89.6	-19.3
206	大阪府第15区	23.7	-3.5	94.9	-14.0
207	大阪府第16区	29.9	2.7	119.7	10.8
208	大阪府第17区	28.3	1.1	113.4	4.5
209	大阪府第18区	22.1	-5.1	88.6	-20.3
210	大阪府第19区	30.8	3.5	123.1	14.2
211	兵庫県第1区	25.5	-1.7	102.1	-6.9
212	兵庫県第2区	26.4	-0.8	105.6	-3.4
213	兵庫県第3区	29.5	2.2	117.9	9.0
214	兵庫県第4区	22.0	-5.2	88.1	-20.8
215	兵庫県第5区	26.2	-1.0	104.9	-4.1
216	兵庫県第6区	19.9	-7.3	79.6	-29.3
217	兵庫県第7区	20.7	-6.6	82.6	-26.3
218	兵庫県第8区	24.8	-2.4	99.2	-9.7
219	兵庫県第9区	26.2	-1.0	104.9	-4.0
220	兵庫県第10区	27.4	0.1	109.4	0.5
221	兵庫県第11区	24.6	-2.6	98.4	-10.5
222	兵庫県第12区	31.0	3.8	124.2	15.3
223	奈良県第1区	31.9	4.7	127.7	18.8
224	奈良県第2区	31.7	4.5	126.9	18.0
225	奈良県第3区	32.4	5.2	129.6	20.7
226	奈良県第4区	35.5	8.3	142.2	33.3
227	和歌山県第1区	30.3	3.0	121.1	12.2
228	和歌山県第2区	40.8	13.6	163.2	54.2
229	和歌山県第3区	31.5	4.3	126.0	17.1
230	鳥取県第1区	36.8	9.6	147.2	38.3
231	鳥取県第2区	41.6	14.4	166.4	57.5
232	島根県第1区	33.8	6.5	135.0	26.1
233	島根県第2区	30.5	3.2	121.9	13.0
234	岡山県第1区	27.2	0.0	109.0	0.0
235	岡山県第2区	32.7	5.5	131.0	22.0
236	岡山県第3区	32.5	5.3	130.1	21.2
237	岡山県第4区	25.9	-1.4	103.4	-5.5
238	岡山県第5区	33.6	6.3	134.3	25.4
239	広島県第1区	30.2	2.9	120.6	11.7
240	広島県第2区	24.1	-3.1	96.3	-12.6

241	広島県第3区	26.8	-0.4	107.4	-1.5
242	広島県第4区	32.0	4.8	128.0	19.1
243	広島県第5区	35.2	8.0	140.7	31.8
244	広島県第6区	29.0	1.8	116.1	7.2
245	広島県第7区	25.1	-2.1	100.5	-8.5
246	山口県第1区	26.4	-0.9	105.5	-3.5
247	山口県第2区	31.2	4.0	124.9	16.0
248	山口県第3区	34.3	7.1	137.4	28.4
249	山口県第4区	35.5	8.3	142.2	33.3
250	徳島県第1区	44.1	16.9	176.5	67.5
251	徳島県第2区	41.9	14.6	167.4	58.5
252	徳島県第3区	43.9	16.7	175.8	66.9
253	香川県第1区	30.9	3.7	123.5	14.6
254	香川県第2区	34.8	7.5	139.1	30.1
255	香川県第3区	37.9	10.7	151.5	42.6
256	愛媛県第1区	24.1	-3.1	96.6	-12.3
257	愛媛県第2区	32.4	5.2	129.5	20.6
258	愛媛県第3区	34.8	7.6	139.3	30.4
259	愛媛県第4区	39.7	12.5	159.0	50.1
260	高知県第1区	44.1	16.9	176.4	67.5
261	高知県第2区	44.0	16.7	175.8	66.9
262	高知県第3区	45.6	18.4	182.4	73.5
263	福岡県第1区	24.0	-3.2	96.0	-12.9
264	福岡県第2区	21.5	-5.7	85.9	-23.0
265	福岡県第3区	23.6	-3.6	94.6	-14.4
266	福岡県第4区	27.7	0.5	110.9	2.0
267	福岡県第5区	23.1	-4.1	92.4	-16.5
268	福岡県第6区	25.4	-1.9	101.5	-7.4
269	福岡県第7区	30.4	3.2	121.8	12.8
270	福岡県第8区	25.6	-1.6	102.3	-6.6
271	福岡県第9区	24.1	-3.1	96.5	-12.4
272	福岡県第10区	23.0	-4.2	91.9	-17.0
273	福岡県第11区	34.8	7.6	139.4	30.5
274	佐賀県第1区	40.0	12.8	160.0	51.1
275	佐賀県第2区	42.0	14.8	168.1	59.2
276	佐賀県第3区	41.9	14.6	167.5	58.6
277	長崎県第1区	26.9	-0.3	107.7	-1.2
278	長崎県第2区	28.4	1.2	113.7	4.8
279	長崎県第3区	44.8	17.6	179.3	70.4
280	長崎県第4区	34.0	6.8	136.1	27.2
281	熊本県第1区	25.6	-1.6	102.5	-6.4
282	熊本県第2区	30.9	3.7	123.8	14.9
283	熊本県第3区	34.7	7.4	138.7	29.8
284	熊本県第4区	32.0	4.7	127.9	19.0
285	熊本県第5区	38.8	11.6	155.2	46.3
286	大分県第1区	25.8	-1.4	103.1	-5.8
287	大分県第2区	31.3	4.1	125.2	16.3
288	大分県第3区	29.6	2.4	118.4	9.4
289	宮崎県第1区	27.3	0.1	109.2	0.3
290	宮崎県第2区	32.3	5.1	129.2	20.3
291	宮崎県第3区	32.4	5.2	129.5	20.6
292	鹿児島県第1区	28.2	1.0	112.8	3.9
293	鹿児島県第2区	33.7	6.5	134.7	25.8
294	鹿児島県第3区	36.2	8.9	144.7	35.8
295	鹿児島県第4区	34.9	7.7	139.7	30.7
296	鹿児島県第5区	38.2	10.9	152.6	43.7
297	沖縄県第1区	36.6	9.3	146.3	37.4
298	沖縄県第2区	35.3	8.1	141.1	32.2
299	沖縄県第3区	32.2	5.0	128.9	20.0
300	沖縄県第4区	35.6	8.3	142.2	33.3